

質問及び回答一覧

第10次なは高齢者プラン策定業務委託事業に対し、頂いた質問及び回答は以下の通りです。

更新日：2025/09/26

番号	要項及び仕様書等の項目	ページ番号	質問内容	回答
1	募集要項 8 提案書等書類の提出 (3)応募申請書類の提出－④出書類	2	企画提案書につきまして、【様式3】を変更せずに(入力欄の拡大のみで)作成する事が必須でしょうか、【様式3】に示されている内容を全て含んでいけば、任意の様式で作成しても問題ありませんでしょうか。	お見込のとおり、【様式3】に示されている内容を全て含んでいけば、任意の様式で作成していただいて構いません。
2	募集要項別紙「評価の視点」 評価項目1－④過去の調査実績について	5	実績について、記載案件数や内容による評価の差が発生しますでしょうか。評価の差が発生する場合は、大凡の基準をご教示ください。関連して、【様式3】-4に記載する案件数に上限はありますでしょうか。また、「証明できる書類」は契約書鑑部分の写しで宜しいでしょうか。	受注した案件数や内容、自治体の規模等により、他社と比較して5段階での評価を行います。 【様式3】-4へ記載する案件数に、上限は設けておりません。 「証明できる書類」については、契約名、委託期間、業務内容、契約先、契約額及び記名押印の分かる部分の写しが含まれているほうが望ましいと考えます。
3	募集要項別紙「評価の視点」 評価項目2－⑦過去の計画策定実績について	5	実績について、記載案件数や内容による評価の差が発生しますでしょうか。評価の差が発生する場合は、大凡の基準をご教示ください。関連して【様式3】-11に記載する案件数に上限はありますでしょうか。また、「証明できる書類」は契約書鑑部分の写しで宜しいでしょうか。	受注した案件数や内容、自治体の規模等により、他社と比較して5段階での評価を行います。 【様式3】-11へ記載の案件数に、上限は設けておりません。 「証明できる書類」については、契約名、委託期間、業務内容、契約先、契約額及び記名押印の分かる部分の写しが含まれているほうが望ましいと考えます。
4	募集要項 8 提案書等書類の提出 (3)応募申請書類の提出－④出書類	2, 3	「登記事項証明書」、「市町村税納税証明書」、「国税納税証明書」につきまして、原本の提出が必要でしょうか。また、「市町村税納税証明書」は、本店ではなく応募する拠点の所在地を管轄する市町村の証明書のみで差し支えありませんでしょうか。	何れも原本の提出をお願いします。 また、「市町村税納税証明書」は当市の証明書のみで差し支えありません。
5	仕様書 2)在宅介護実態調査－①調査票の作成及び実施方法	2	認定調査員による聞き取り調査について、聞き取り調査を行っていただく認定調査員の人数をご教示いただけますでしょうか。	約24～34名
6	仕様書 3)市内の介護保険サービス事業所調査－①調査票の作成及び実施方法	2	メールやFAXなどを利用した調査票の配布・回収を追加又は代替手段として検討する事は問題ありませんでしょうか。また、その場合に連絡先情報(メールアドレス、FAX番号等)を貴市よりご提供いただけますでしょうか。	郵送の追加の手段としてメールやFAXで調査票の配布・回収を行うことについては問題ありませんが、代替手段としては必要な標本数が確保でき、調査の目的を達することができかどうかをご留意ください(念のため記載しますと、

				単にFAXだけでの配布・回収では必要標本数に達しないことが懸念されるため)。 なお事業所のメールアドレスについては未整備の部分があり提供することはできませんが、FAX番号でしたら可能です。
7	仕様書 4) 地域ケア会議 課題把握調査- ①調査票の作成 及び実施方法	2	①-ウに、「地域ケア会議で当該調査の内容について説明」と記載がありますが、18圏域すべての地域ケア会議に受託者が出席して「説明」を行う必要があるという認識で間違いありませんでしょうか。	お見込のとおりです。しかしながら前回は18圏域の連絡会議で説明したところであり、今回も可能であればそのように調整したいと考えます。
8	仕様書 4) 地域ケア会議 課題把握調査- ②調査票の回収	3	「日常生活圏域18ヶ所の地域ケア会議にて回収」と記載がありますが、18圏域すべての地域ケア会議に受託者が出席して「回収」を行う必要がありますでしょうか。	回収については必ずしも地域ケア会議に出席する必要はありません。前回は当市と18圏域を繋ぐシステムで回収したところであり、今回も可能であればそのように調整したいと考えます。
9	仕様書 3 業務内容 (3) 計画策定に係る 会議等の運営支援	4	主担当者が出席する会議は、＜開催会議＞として記載のある3つの会議のみ(仕様書5頁に記載のある「地域包括ケアシステム庁内推進会議幹事会」と「地域包括ケアシステム庁内推進会議」は出席不要)という認識で問題ありませんでしょうか。その場合、出席しない会議体については会議議事録作成も不要と考えてよろしいでしょうか。	会議資料の提供以外には予定しておりませんが、状況に応じて必要であれば同席を依頼する可能性はございます。
9-2			(番号9の回答について) 念のため下記の認識で間違いがないかご確認いただけますでしょうか。 ① (略)高齢者福祉専門分科会、(略)検討委員会、(略)作業部については主担当者の出席が必須。 ② 「地域包括ケアシステム庁内推進会議幹事会」と「地域包括ケアシステム庁内推進会議」は出席不要。ただし要請がある場合は参加。 ③ 出席していない会議の議事録作成は不要 ④ 仕様書記載の各会議体(5つ)の会議資料を提供する	お見込のとおりです。
10	仕様書 3 業務内容 (1) 各調査に関する 業務	1, 2	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と市内の介護保険サービス事業所調査につきまして、調査票の発送及び回収に要する郵送料は受託者の負担という認識で間違いありませんでしょうか。	お見込のとおりです。
11	仕様書 3) 市内の介護保険 サービス事業所調査	2	直近の市内の介護保険サービス事業所数をお教えください。	調査対象事業者は概ね620～630カ所となっています。 ※在宅生活改善実態調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の各種事業所調査によっては、重複する事業所がありますので、発送する調査票の種類等について調整することがあります。
12	仕様書 (3) 計画策定に係る 会議等の運営支援	4	会議の出席及び運営支援、当日の議事録作成は、P4記載の3種類の会議(専門分科会・検討委員会・作業部会)のみであり、P5成果品及び納品時期6(1)④⑤の地域包括ケアシス	地域包括ケアシステム庁内推進会議及び同幹事会は会議資料の提供以外には予定しておりませんが、状況に応じて必

		テム庁内推進会議及び同幹事会は業者出席不要で資料の印刷のみとの認識でよろしいでしょうか。	要であれば同席を依頼する可能性はございます。
--	--	---	-------------------------------

問合せ先：ちゃーがんじゅう課 管理G 上間（098-862-9010）